

[事案 28-265] 新契約無効請求

・平成 30 年 3 月 20 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-262] の申立人と同一人であり、[事案 28-263]・[事案 28-264] の申立人の親族である。

<事案の概要>

募集人の不適切な話法等により誤解して契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に契約した一時払終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約前に募集人から、配偶者の死亡保険金をそのまま他社に据え置いても利息は少なく、また、銀行に預けても無意味などと説明された。
- (2) 玄関で立ち話での勧誘であり、契約内容の説明はなく、提示された金額の選択肢から選んだだけで、据置利率や期間の制限に関する説明は記憶にない。
- (3) 募集人は、配偶者の死亡前にファイナンシャルプランナー（F P）が相続税対策の説明をした話を持ち出して、「銀行に置いておかない方が良い」と説明したので、配偶者の相続税対策になると考えた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人に、申立人配偶者の契約していた他社よりも当社の方が現時点では据置利率が高いことを説明すると、据置金を当社に移せないかと相談を受けたので、貯蓄型保険を勧めた。
- (2) 募集人は、玄関先での説明はしておらず、設計書で説明しており、設計書には申立人による書込みも存在する。また、申立人は過去にも同種保険を契約しているので、内容は理解しているはずである。
- (3) 申立人配偶者が他界後に相続対策を行う必要は全くないので、相続対策になるとは説明していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人およびF Pに事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。